

令和2年度

熊本県歳入歳出決算審査意見書

令和2年度 熊本県歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された次の会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査した。

令和2年度一般会計

令和2年度特別会計

熊本県中小企業振興資金特別会計

熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計

熊本県収入証紙特別会計

熊本県立高等学校実習資金特別会計

熊本県港湾整備事業特別会計

熊本県臨海工業用地造成事業特別会計

熊本県用地先行取得事業特別会計

熊本県育英資金等貸与特別会計

熊本県林業改善資金特別会計

熊本県沿岸漁業改善資金特別会計

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

熊本県公債管理特別会計

熊本県国民健康保険事業特別会計

第2 審査の方法

審査に当たっては、次の諸点に主眼を置き、照合審査を行った。

- 1 決算の計数は、関係諸帳票及び証拠書類と符合し正確であるか。
- 2 予算は、その趣旨に沿って適正で効率的・効果的に執行されているか。
- 3 会計経理事務は、関係法規に準拠し適正に処理されているか。
- 4 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

なお、審査の過程においては、関係部局に必要な資料及び説明を求め、定期監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて慎重に審査した。

第3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査の対象とした令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、関係諸帳票及び証拠書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認した。

また、財務に関する事務の執行においては、一部において改善又は留意を要する事項が見受けられたが、預け金、差替え等や私的流用につながるおそれのある不適正な経理処理の事例は認められず、全体として予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的・効果的に処理されていると認められた。

2 審査の意見

(1) 財政状況等について

令和2年度の一般会計歳入総額は、9,633億円余で対前年度1,299億円余の増加、歳出総額は9,267億円余で対前年度1,154億円余の増加となった。この結果、実質収支額は対前年度107億円余の増加となり、213億円余の黒字となっている。また、翌年度繰越額は、152億円余で対前年度37億円余の増加となっている。

前年度の決算に比べ全体的に大幅な増加となっており、熊本地震により大規模となった平成28年度及び平成29年度に次いで大きな決算額となっている。

次に、令和2年度の特別会計歳入総額は、3,419億円余で対前年度42億円余の減少、歳出総額は3,280億円余で対前年度60億円余の減少となった。この結果、実質収支額は対前年度22億円余増加し、137億円余の黒字となっている。また、翌年度繰越額は、1億円余で対前年度4億円余の減少となっている。

【 決算規模及び収支の状況 】

一般会計

(単位：百万円(単位未満切捨)、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入総額A	963,320	833,397	129,923	15.6
歳出総額B	926,743	811,313	115,430	14.2
歳入歳出差引額C(A-B)	36,576	22,084	14,492	65.6
翌年度へ繰り越すべき財源D	15,275	11,558	3,716	32.2
実質収支額E(C-D)	21,301	10,525	10,776	102.4

【 決算規模及び収支の状況 】

特別会計

(単位：百万円(単位未満切捨)、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入総額A	341,978	346,190	△ 4,212	△ 1.2
歳出総額B	328,081	334,098	△ 6,016	△ 1.8
歳入歳出差引額C(A-B)	13,896	12,092	1,804	14.9
翌年度へ繰り越すべき財源D	190	615	△ 425	△ 69.1
実質収支額E(C-D)	13,706	11,476	2,229	19.4

【 翌年度繰越額 】

(単位：百万円(単位未満切捨)、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一般会計	216,455	110,250	106,204	96.3
特別会計	401	1,762	△ 1,360	△ 77.2

主な財政指標等を見ると、財政調整用4基金の残高は、総額281億円余と対前年度27億円余の減少となっている。また、臨時財政対策債や熊本地震、令和2年7月豪雨関連に係る災害復旧関連事業を除く通常県債の残高は8,748億円余と対前年度69億円余増加した。これは、13年ぶりの増加となるが、増加率は0.8%に止まっており、通常県債の残高の抑制基調は維持されている。

次に、財政の弾力性を示す「経常収支比率」は92.7%と対前年度1.5ポイント改善しているほか、財政健全化判断比率である「実質公債費比率」は7.7%と、前年度から0.8ポイント改善している一方、「将来負担比率」は210.9%と、前年度から5.3ポイント悪化し、4年連続で上昇している。

【 主な財政指標等 】

(単位：百万円 (単位未満切捨)、%、ポイント)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減 (前年度比)
財政調整用4基金残高	40,164	30,924	28,172	△ 2,752
通常県債残高	869,314	867,866	874,863	6,997
経常収支比率	93.6	94.2	92.7	△ 1.5
実質公債費比率	9.4	8.5	7.7	△ 0.8
将来負担比率	194.9	205.6	210.9	5.3

今後の景気動向や地方財政を巡る状況の変化等に的確に対応できるよう、国への財政支援を継続的に働きかけるとともに、引き続き行財政改革の取組みを推進し、財源の確保を図っていく必要がある。

(2) 未収金の状況について

一般会計及び特別会計を合わせた未収金(収入未済額)は、59億6,961万円余で、前年度と比較して1億3,514万円余(2.3%)増加している。内訳は、県税は20億2,370万円余、県税以外は39億4,590万円余となっている。

【 一般会計及び特別会計に係る収入未済額の状況 】

県税

(単位：円、%)

区分	収入未済額		対前年度増減	
	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
県税	2,023,708,534	1,960,431,599	63,276,935	3.2
(うち個人県民税)	1,193,467,409	1,392,892,414	△ 199,425,005	△ 14.3

県税以外

(単位：円、%)

区分	収入未済額		対前年度増減	
	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
分担金及び負担金	133,757,248	133,560,384	196,864	0.1
使用料及び手数料	14,145,441	17,734,995	△ 3,589,554	△ 20.2
国庫支出金	2,206,000	2,206,000	0	0.0
諸収入	3,795,797,630	3,720,532,053	75,265,577	2.0
(うち貸付金元利収入)	2,968,551,702	2,976,615,709	△ 8,064,007	△ 0.3
県税以外計	3,945,906,319	3,874,033,432	71,872,887	1.9

県税+県税以外

(単位：円、%)

区分	収入未済額		対前年度増減	
	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
県税	2,023,708,534	1,960,431,599	63,276,935	3.2
県税以外	3,945,906,319	3,874,033,432	71,872,887	1.9
合計	5,969,614,853	5,834,465,031	135,149,822	2.3

ア 県税の未収金について

県税の未収金については、前年度と比較して6,327万円余(3.2%)増加しているが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例の適用により令和3年度まで猶予している4億2,955万円余を含んでおり、これを除けば対前年度3億6,627万円(18.6%)減少となる。

なお、個人県民税の未収金については、市町村との共同催告や併任徴収、市町村からの徴取引継等のこれまでの熱心な取組みの結果、対前年度1億9,942万円余の減少と10年連続減少している。

イ 県税以外の未収金について

県税以外の未収金については、諸収入の未収金額等の増加により、全体としては、対前年度7,187万円余(1.9%)増加している。

一方で、解消に向けた着実な取組みにより、滞納案件54件のうち、29件で未収金が減少しており、未収金が最も多い中小企業振興資金の貸付金元利収入についても、前年度から775万円余減少している。

今後とも、歳入の確保及び負担の公平・公正の維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図っていくとともに、新規未収金の発生を未然に防止する対策を講じていく必要がある。

(3) 財務事務の執行状況について

① 定期監査の結果

令和2年度は、年間を通じ、本庁及び地方支出機関全252機関について、定期監査を実施した。この結果、財務事務の執行については、全体としておおむね適正に処理されていたが、一部に改善又は留意を要する事項や課題が見受けられた。事項別の課題件数は、次表のとおりである。

【 令和2年度に実施した定期監査結果 事項別課題件数 】

	行政	収入	支出	物品	財産	合計
指摘	10	1	5	1	0	17
注意	13	32	40	37	4	126
留意	19	30	42	34	5	130
意見	0	0	0	0	0	0
勧告	0	0	0	0	0	0
合計	42	63	87	72	9	273

② 財務事務の執行における主な課題

財務事務の執行における主な課題として、以下に掲げるような事例が見受けられた。

ア 収入事務について

(7) 誤徴収が発生した事例

- 県立学校の売店に行政財産目的外使用許可により設置された自動販売機の電気料金について、異動時の引継ぎが不十分であったことから、その後5年間にわたり電気使用量のメーターの確認を誤り、本来徴収すべき電気料金より過大に徴収した。

イ 支出事務について

(7) 遅延利息が発生した事例

- 同一所属において、庁舎の清掃、害虫駆除など9件の業務委託等について、業務多忙により進捗管理が不十分であったことなどから支払が遅れ、遅延利息が発生した。
- 局長宿舍の賃貸料について、支払事務を失念し、支払が遅れ、遅延利息が発生した。

(4) 入札手続に誤りがあった事例

- 業務委託に係る一般競争入札において、消費税率を誤って過大な最低制限価格で入札を行い、その後、落札者を変更した。

(7) 国庫補助金の返還分として不要な支出をした事例

- 国庫補助金について、国への実績報告を誤り、その実績報告に基づく国からの返還命令を受け、返還手続きが必要と誤認し、不要な額を返還した。
さらに、返還に当たって、出納整理期間であるにも関わらず、歳入予算からの戻出とせず歳出予算を流用し処理した。

(1) 財源確保のために支出年度を更正した事例

- 用地補償費について、支払後に、国への実績報告の誤りにより財源である国交付金の不足が判明したことから、財源確保のため、システム上で支出の年度更正を行い、2カ年度にわたって支払を行う処理に変更した。

ウ その他

(7) 財産管理が不適切な事例

- 公用車の管理について、1カ月にわたり車検切れのまま公務に使用した。

これらの課題は、一義的には担当職員の不注意や理解不足に起因するものではあるが、管理監督職員のチェックなど組織的なチェック体制が不十分であることもその要因として挙げられることから、より一層の再発防止の取組みが求められる。

全庁的にみると、これまでの職員削減に加え、熊本地震からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症、豪雨災害への対応を支える多様な人材（他県派遣職員、任期付職員など）の任用、新規採用職員の増などにより、財務事務に不慣れな職員が増加し、財務部門が弱体化していることも課題発生の一因として挙げられる。

そもそもこのような課題の発生を防止するためには、基本的な事項の遵守の徹底が重要であると考えており、研修の充実や組織的な支援体制の強化を図るとともに、課題の多くが人為的なミスであるため、財務会計事務やチェック機能等も含め、費用対効果の観点も踏まえたうえで、ICTを活用したデジタル化の体制づくりを推進する必要がある。

また、昨年度から導入された「事務的的確・適正な執行の確保に関する制度」については、全庁的に取組みが進みつつあるが、今後、これを有効に活用し適正な業務執行の確保を図るため、PDCAサイクル（整備、運用、評価、見直し）の各段階において、継続的に財務事務の執行体制の強化に努めていく必要がある。

（4）新しいくまもと創造に向けた取組みについて

本県では、熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害という3つの困難に直面する中、令和3年3月に「新しいくまもと創造に向けた基本方針」を策定されたが、この基本方針のもと、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるとともに、2つの災害からの創造的復興を熊本の発展につなげ、地方創生を実現することが求められている。

その実現のためには、安定的な財源確保や効率的な予算執行が不可欠であり、必要に応じて本県の財政負担の最小化のための制度拡充等を国に要望していくことが重要であるが、将来の財政需要の急増により厳しい財政状況に直面することも想定されることから、現在策定中の「中期的な財政見通し」を踏まえ、将来にわたって持続可能な財政運営に取り組んでいただきたい。

なお、これら3つの困難に対しては、県職員が一丸となって取り組んでいるところであるが、昨年度の時間外勤務実績では、月80時間を超えた職員が前年度の約2倍となるなど、ワークライフバランスの悪化やメンタル不調職員の増加が懸念される。

ポストコロナを見据え、在宅勤務に向けたリモートワーク等の環境整備や時差出勤など、職場の業務形態や職員の事情等に配慮した柔軟な勤務体系を取り入れ、業務に携わる職員の健康管理に十分留意していただくとともに、新しいくまもと創造に向けた行政体制の充実を図るため、特に技術職員をはじめ必要な人員の確保に尽力していただきたい。